

田柄第二小学校いじめ問題対策基本方針

1 本校の基本姿勢

平成25年6月21日「いじめ防止対策推進法」可決・成立により、本校では、「練馬区教育委員会 いじめ問題対策方針」を受け、「田柄第二小学校いじめ問題対策基本方針」を策定、実施する。

いじめは、重大な人権侵害であり決して許されない。いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が求められる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめは、どの学校、学級にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても、被害者の児童の側に寄り添い、組織で対応する。

2 対策方針の基本的な考え方

管理職をはじめ教職員一人一人が、「危機意識」「当事者意識」もって、いじめのない学校作りにすすんで参画していく。そのために、ふれあい月間には、いじめ防止に関する校内研修を実施し、教職員一人一人が児童を守ることのできる指導力を高めたり共通理解を図ったりしていく。

3 学校の取組

(1) いじめ防止等の組織の設置

いじめ問題の未然防止、早期発見および早期対応のために「田柄第二小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長・副校長・教務主任・生活指導主任・いじめ対策推進教員・特別支援コーディネーター・養護教諭・生活指導部の低・中・高・専科から各1名とする。また、必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）・心のふれあい相談員を含むこととする。

(2) いじめの防止

①学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 各教科、特別活動や学校行事、人権教育年間計画等を活用して、計画的に心の教育を推進する。
- 児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう道徳の授業を充実させる。
- 読書活動などを推奨し、児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、表現力等を育む。
- 教員は、児童の発達段階に応じて、一人一人が活躍したり認められたりする場面を多く作り自尊感情や自己肯定感を育めるような授業づくりに努める。

②児童の主体的な活動の推進

○児童同士がいじめ防止を意識できるよう、「ふれあい月間」に「いじめの標語」や「いじめ防止マーク」等の作成を呼び掛ける。

③教職員の指導力の向上

○スクールカウンセラー等、専門家を講師とした校内研修を実施し、いじめに対する正しい理解や指導力の向上を図る。

○教職員の不適切な認識や言動のないように、指導の在り方へ注意を払う。また、不適切な児童の言動を見過ごすことなく指導する。

(3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応

	取り組み	中心となる担当
未然防止	○いじめや情報モラルに関する校内研修 ○いじめに関する授業の実施 ○月1回特別支援委員会による連絡会議の開催 ○いじめアンケートの実施 など	いじめ対策推進教員 学級担任 特別支援コーディネーター 生活指導主任
早期発見	○スクールカウンセラーによる5年児童全員面接 ○心のふれあい相談員による3年児童全員面接 ○いじめアンケートの分析・活用 ○学校便りや保護者会の活用 ○様子の観察、児童との個人面談など ○教育相談室の活用 など	特別支援コーディネーター・SC 特別支援コーディネーター・心のふれあい相談員 生活指導主任 生活指導主任・学年 学級担任 SC・心のふれあい相談員
早期対応	管理職に報告後、必要に応じて以下の対応を行う。 ○田柄第二小学校いじめ対策委員会の設置 ○被害、加害の児童の家庭への連絡 ○被害の児童、保護者に対するSC等を活用したケア ○加害の児童に対する組織的・継続的な観察、指導等 ○登下校時の見守り など	生活指導主任・いじめ対策推進教員 学級担任 学級担任・SC・養護教諭 学級担任・学年・生活指導主任 〃
重大事態への対処	教育委員会へ速やかに報告、連携する。法第28条及び国の基本方針に基づいた対処を行う。 ○被害の児童に対する保護 ・複数の教職員による見守り ・心のケア（いじめられた児童・保護者） ・別室での学習等 ・全ての児童が落ち着いた学校生活を送るための支援 ○いじめの全容についての実態調査 ○双方の保護者との協議 ○緊急保護者会など ○警察への相談・通報 など	学級担任・学年・養護教諭・SC・心のふれあい相談員など 生活指導主任・いじめ対策推進教員 学級担任・学年 校長・副校長・生活指導主任 校長・副校長・生活指導主任

(4) いじめへの対処

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

【i いじめに係る行為がやんでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

【ii 被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

①いじめられる側への児童への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。児童の個人情報の取扱等、プライバシーには十分留意して行う。
- 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、いじめられた児童の安全を確保する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（友人・家族・教職員・地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

②いじめる側の児童への実効性のある指導

- いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮しながら、必ず複数の教職員が連携して指導する。
- いじめた児童への指導は、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で指導にあたる。また、暴行や恐喝等の事例に関しては、警察と連携して対応する。
- いじめた児童への指導は、いじめは人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす人権侵害の行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童から事実関係の聴取を行う。その後、迅速に保護者に状況を伝え、保護者とともにいじめの改善を図るよう努める。保護者の事実に対する理解や納得を得た上、連携して対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに保護者に対して継続的な助言を行う。

③いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- いじめを見て見ぬ振りをする行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、勇気をもって知らせていけるよう指導する。また、知らせた児童には、守り通すことを伝えとともに、組織等で情報共有した上で見守りや声掛け、いじめ解決に向けて取組を行う。

④学校組織全体でのいじめへの対処

- いじめへの対応について、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、教職員全体で共通理解を図る。
- いじめを把握した場合、対策委員会を中心とし、速やかに会議を開催し、情報の収集や共有を図り、役割を分担して、当該児童および保護者への支援・指導、心のケアを行い、組織全体で見守っていく。

○いじめであるかどうかの判断は組織的に行う。事実の確認とともに、いじめられた児童の保護者との連携を十分に図り、長期的な見守りを組織として続けていく。

○年3回のいじめアンケートを基に、いじめの早期発見・早期対応に努め、児童の安全を確保する。

⑤インターネット上のいじめへの対応

○学年で計画を立て、発達段階に応じた情報モラルの指導を行っていく。

○個人情報に関する書き込み（画像も含む）および発信等は人権侵害で有り、法律に違反であり犯罪であることを理解させる。

○保護者会や情報モラル講習会で、具体例を挙げながら家庭における使用のきまりの見直しを啓発していく。（インターネット以外の携帯・スマートフォンなどの使い方、ブログ・ラインによるいじめ、フェイスブックによる情報の流出なども注意を促す）

○ネット上の不適切な書き込み等については、教育委員会と連携しながら、プロバイダに対して、速やかに削除を求める。

⑥校（園）種間および関係機関との一層の連携

○小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、卒業（園）時等における異校種間でいじめにかかわる情報連携を行っていく。

○いじめの要因は様々であることから、教育相談室・適応指導教室・子ども家庭支援センター・児童クラブ・児童館・ぎんなん広場・児童相談所・福祉や医療機関および警察等情報共有を継続的に行っていく。特に、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、連携した対応を取る。

（５）学校におけるいじめの防止等の取組点検

○学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

○定期的に、いじめアンケートを実施、分析し、いじめ問題を未然防止、早期発見につなげ、組織的かつ計画的に取り組めるようにする。また、アンケートを基に、さらに児童の理解に努め、いじめの未然防止や早期発見につなげる。

○学校評価、学校関係者評価を活用し、いじめ基本方針や組織、取組等を定期的に見直したり、児童や保護者もいじめ問題の具体的な取組に参画したりできる機会を設ける。

4 保護者の役割

（１）どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、日頃からいじめの被害などの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するように働きかける。

（２）児童に正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、児童と一緒に過ごす時間を大切にし、その悩みを聞くなど十分な会話に努める。

（３）他人を思いやる優しい心や社会生活のルール・マナーを守ることの大切さを教えるとともに、人とのつながりや生命・自然の大切さを考えさせる機会をもつ。